

2013年12月23日

内閣総理大臣 安倍晋三様 財務大臣 麻生太郎様

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子
実生 律子
山口みつ子

消費税増税に関する要望書

2013年10月1日、安倍首相は2014年4月からの消費税8%への増税を正式に表明しました。

民主党政権時に「社会保障・税一体改革」として議論され、民主、自民、公明の三党で修正協議が行われ、2012年8月に消費税増税関連法が成立しました。消費税増税法には、消費税の税率を2014年4月1日より8%、2015年10月1日より10%に引き上げ、増収分は「年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化への対処施策経費に充てられる」と明記されました。

ところが、安倍政権は消費税増税のための経済対策として、公共事業の追加や投資減税、復興特別法人税の前倒し廃止などの企業減税を行おうとしています。その結果、年金・医療・介護の確保と、新たに全世代対応型にするために加えた子どもへの支援（少子化対応）が出来なくなってしまう。

消費税増税には、安心できる社会保障制度の将来像を具体的に描き、その実現のために税の無駄使いを徹底的に洗い出し、思いやり予算などの財政支出を削減するという抜本的な税制改革を行って、公平な負担を確立することなしには国民の理解は得られません。今回の増税決定は、景気回復の実感がない中で、厚生年金保険料の引き上げ、食料品等の値上げなど、消費者により厳しい暮らしを強いることになります。

国際婦人年連絡会は、あらゆる分野の女性団体による組織として、日本国憲法が活かされる社会の実現をめざして活動しております。

自公民の税率引上げ策には経済成長率を目標とする景気条項を附則していますが、「社会保障・税一体改革大綱」の下に安倍政権の言う丁寧な合意形成を行なってください。

住民税非課税者への1万円支給等が示されていますが、低収入世帯ほど負担率の高い消費税の逆進性対策はもとより、生活必需品などへの軽減税率を求め、以下を強く要望します。

- 1.2014年4月1日より8%、2015年10月より10%の増税はしないこと
- 1.消費税による財源は社会保障・社会福祉の充実に向け、その政策によって国民生活の改善を図ること
- 1.生活必需品などへの軽減税率を導入すること